

# 食品取り扱い営業者の皆様へお知らせ

## 【食品衛生責任者の設置について】

食品衛生法施行条例第2条に基づき「営業者は、営業の許可を受けた後、1年以内に責任者を設置し、保健所長へ報告すること。(同法施行細則第5条第2項の4)」と義務づけられております。設置した責任者を変更した場合も同様に変更後10日以内に営業所を管轄する保健所長に報告しなければなりません。

責任者は、営業等を行う施設につき1人設置することとなっておりますが、食品を保存し、調理し、加工し、製造し又は販売する営業工程が複雑な施設又は施設の面積が広い又は複数の建物を有する等の規模の大きな施設にあつては、保存する工程又は施設の規模に応じた複数の責任者を設置することとなっております。

同一施設において、2以上の営業を行う場合であつて、かつ1人の責任者によって複数の営業の衛生管理ができないときは各営業ごとに責任者を設置すること。食品を自動的に保存等する機械を用いて食品を販売する営業にあつては、自動販売機10台につき、1人の責任者を設置することとなっております。

## 【食品衛生責任者の資格について】

食品衛生責任者は、「施設内の従事者又は営業者本人であつて、次のいずれかに該当する者でなければならない」となっております。

- 食品衛生管理者になることができる資格を有する者
- 栄養士資格を有する者
- 調理師の資格を有する者
- 製菓衛生師の資格を有する者
- 食鳥処理衛生管理者の資格を有する者
- 船舶料理士の資格を有する者
- 知事又は、知事が指定する団体が実施する食品衛生責任者養成講習会の課程を修了した者
- 他の都道府県等にて食品衛生に関する資格を認定された者



## 【食品衛生責任者の資格をお持ちでない方へご案内】

年に2回開催される責任者養成講習会の受講をご案内致します。食品衛生協会宮古支部(Tel.73-0030)へお電話または窓口にてお申し込み下さい。誠に勝手ながら定員に達し次第、締め切らせていただきますのでお早目にお申し込み下さい。責任者の資格は永年有効です。この機会に是非取得されて下さい。なお、他の保健所での取得も可能です。日程は保健所ごとに異なります。詳細は、食品衛生協会宮古支部までお問い合わせ下さい。

日時 : 2022年6月15日(水)、8月31日(水)、10月12日(水)、12月14日(水)  
午前9時~午後5時頃迄 (受付は午前8時30分から)  
場所 : 沖縄県宮古合同庁舎 2階 会議室  
受講料 : 8,250円 弁当代(希望者のみ) 500円  
持参品 : 筆記用具 ※上記の内容について一部変更になる場合があります。



### ◆お問い合わせ先◆

食品衛生協会宮古支部 TEL 73-0030  
宮古保健所 生活環境班 TEL 72-3501 FAX 72-8446